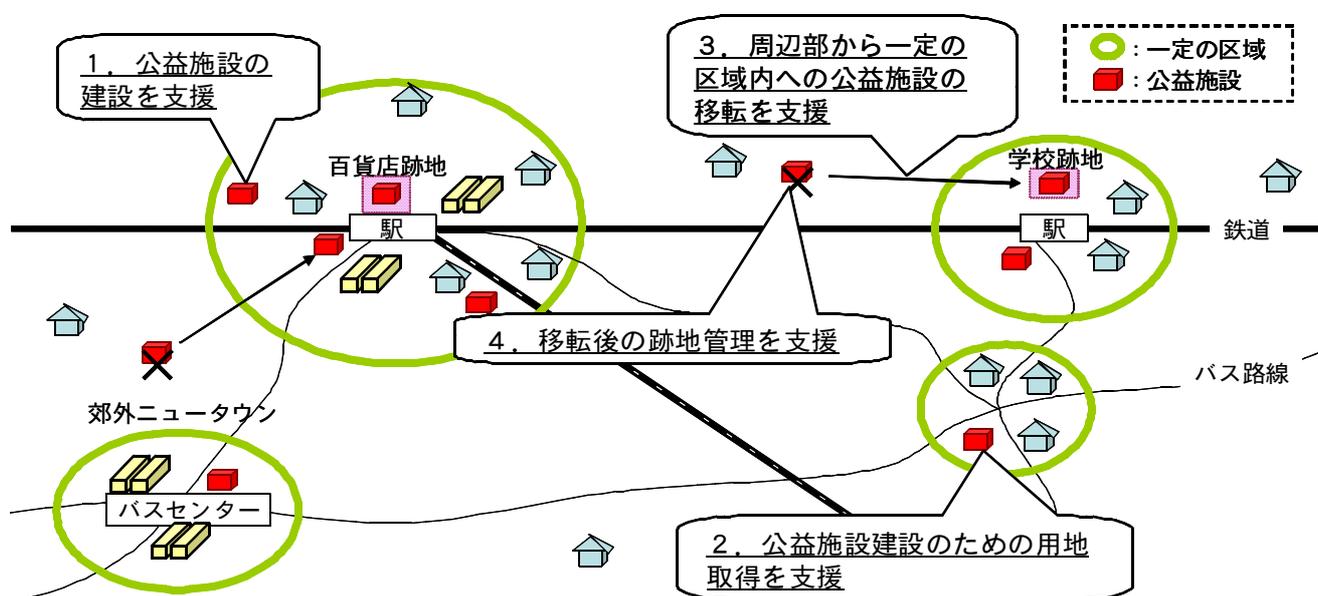


II 低炭素社会の構築

1 コンパクトなまちづくりの推進

エコ・コンパクトシティ形成促進税制の創設（所得税、法人税、相続税、登録免許税、個人住民税、法人住民税・事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

人口減少・超高齢社会を迎えた我が国のまちには、今後、より一層の「暮らしやすさ」が求められている。このため、公益施設（保育所等の社会福祉施設や病院、図書館等の教育文化施設等）の整備・集約化による暮らし・安心機能の強化を行うことにより、住民の暮らしやすさの向上に資するまちづくりに対する支援の充実を図る。



1. 暮らしやすさの向上に資する新たな都市計画事業に係る特例措置

都市計画事業に係る以下の特例措置の対象として、暮らしやすさの向上に資するための公益施設の整備に関する新たな事業を追加する。

(1) 被収用者に対する特例措置

- 所得税・法人税の課税繰延（100%）
- 所得税・法人税等の特別控除（5,000万円）
- 所得税・法人税・個人住民税等の軽減税率
（所得税：2,000万円超15%、2,000万円以下10%）
（法人税等：5%重課の適用除外）
（個人住民税：2,000万円超5%、2,000万円以下4%）
- 不動産取得税の課税標準控除（従前資産価格相当分）

(2) 施行者による円滑な代替地取得のための特例措置

- 所得税・法人税等の特別控除（1,500万円）

2. 公益施設の集積及び適切な配置の促進に係る特例措置
公益施設の集積及び適切な配置の促進を図るため、認定計画に基づいて土地を譲渡し、当該計画に位置付けられた土地を取得した場合の特例措置を創設する。
- 所得税・法人税の課税繰延（100%）
 - 登録免許税の軽減税率（1.0%→0.8%）
 - 不動産取得税の課税標準控除（1／5）
3. 公益施設の買換えに係る特例措置
一定の区域内への公益施設の集約を図るため、当該一定区域の外から中へ公益施設の用に供するための土地等を買換えた場合の特例措置を創設する。
- 所得税・法人税（80%課税繰延）
4. 郊外の緑地等管理に係る特例措置
郊外の緑地等の管理に係る特例措置を講じる。
- 相続税の評価減（20%減）
 - 固定資産税・都市計画税の特例措置（非課税）
5. 土地区画整理事業における特例措置の創設
公益施設の集積及び適切な配置の促進を図るため、土地区画整理事業に係る税制上の特例措置を講ずる。
- 所得税・法人税・個人住民税 等

<政策の目標>

中心市街地人口比率の減少率

前年度比1.1%減（H16年度） → 前年度比0.5%減（H23年度）

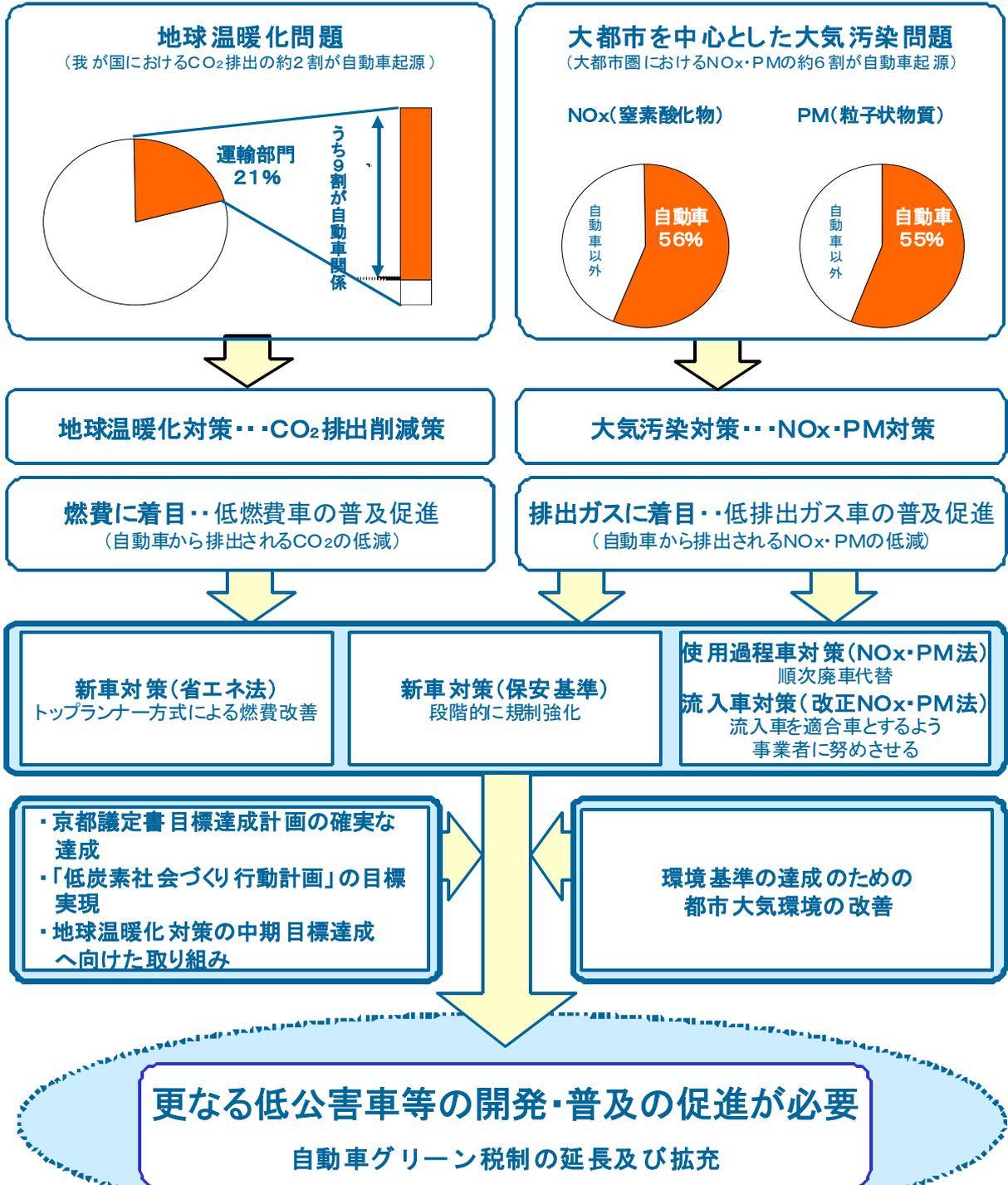
2 省エネ・グリーン化の推進

(1) 自動車グリーン税制の延長及び拡充（自動車重量税、自動車税、自動車取得税）

○自動車グリーン税制の必要性

自動車グリーン税制の延長

○自動車グリーン税制の必要性



1. 環境負荷の小さい自動車等に係る自動車税の特例措置（自動車税のグリーン化）

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、環境負荷の小さい自動車の普及を促進する特例措置について、次世代自動車の一部等を新たに対象とするなど所要の見直しを行ったうえで、その適用期限を2年延長する。

■現行制度の概要

【軽課】

- ・電気自動車（燃料電池自動車を含む）、一定の排出ガス性能（☆☆☆☆車又は重量車☆車）を満たすCNG自動車 ……自動車税を概ね50%軽課
- ・低燃費かつ低排出ガス認定車は以下の表による。

	(燃費性能)	燃費基準+15%達成車	燃費基準+25%達成車
(排出ガス性能)			
	☆☆☆☆車	税率を概ね25%軽課	税率を概ね50%軽課

【重課】

- ・車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車（ただし、低公害車、一般乗合バス等を除く） ……自動車税を概ね10%重課

<排出ガス性能>

- ☆☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車
- 重量車☆車：平成17年排出ガス基準値より、NO_x又はPMを10%以上低減させた低排出ガス車

【低排出ガス車認定制度】

国土交通大臣が「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、排出ガス低減性能に関し評価を行った上で、認定を行う制度。平成17年排出ガス基準からの有害物質の低減レベルに応じ、ステッカーを貼付。



<燃費性能>

- 燃費基準+15%達成車：平成22年度燃費基準より15%以上燃費性能の良い自動車
- 燃費基準+25%達成車：平成22年度燃費基準より25%以上燃費性能の良い自動車

【自動車の燃費性能に関する公表制度】

国土交通大臣が「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき、省エネ法に基づく平成22年度燃費基準の達成レベル（燃費性能）を評価した上で、公表する制度。この性能に応じ、ステッカーを貼付。



2. 小型トラック等について自動車グリーン税制の対象に追加（自動車重量税、自動車税、自動車取得税）

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気環境対策を強力に推進する観点から、環境負荷の小さい自動車の普及を促進するため、小型トラック等について自動車グリーン税制の対象とする。

3. 低燃費かつ低排出ガス車に係る自動車取得税の特例措置

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、低燃費かつ低排出ガス車の新車購入時以外の取得に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。

■現行制度の概要

【軽減対象】

(燃費性能) (排出ガス性能)	燃費基準+15%達成車	燃費基準+25%達成車
☆☆☆☆車	取得価格から15万円控除	取得価格から30万円控除

4. 最新排出ガス規制適合ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、最新排出ガス規制に適合したディーゼル車の新車購入時以外の取得に係る特例措置について、その適用期限を延長する。

■現行制度の概要

【軽減対象】

・ディーゼル車のうち、以下の基準を満たしたもの。

	車両総重量3.5t以下の乗用車 (クリーンディーゼル乗用車)	車両総重量3.5t超の重量車燃費基準を達成したディーゼルトラック・バス等
ポスト新長期規制適合車	1.0%軽減 (但し、平成21.10.1以降は0.5%軽減)	2.0%軽減 (但し、車両総重量12t超のものについては平成21.10.1以降は1.0%軽減)

<排出ガス性能>

○ポスト新長期規制適合車：

平成21年10月以降に順次導入される世界最高水準の排出ガス規制(いわゆる「ポスト新長期規制」)に適合する自動車であり、NOx・PMとも現行規制適合車に比べ大幅に低減される環境性能に優れたディーゼル車。

<燃費性能>

○重量車燃費基準達成車：

世界で初めて車両総重量3.5t超の自動車(重量車)に対し導入した燃費基準(平成27年度目標年度)を満たす自動車



<政策の目標>

自動車単体対策としてのCO₂削減量

：1,528万t(H19年度) → 2,470万t～2,550万t(H22年度)

次世代自動車の導入割合：(新車販売台数)2台に1台(H32年)

自動車NOx・PM法に基づく対策地域内における大気環境基準の達成割合

：69.3%(H14年度 NO₂)、24.7%(H14年度 SPM) → 概ね達成(H22年度) 等

(2) 住宅に係る省エネ改修促進税制の延長（固定資産税）

地球温暖化防止に向けてCO2排出量の削減を図るため、既存住宅における省エネ性能の向上を推進する必要があることから、一定の省エネ改修工事を行った場合の特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税

既存住宅（賃貸住宅を除く。（※））について30万円以上の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の税額（120㎡までを限度）を1/3減額

※ 賃貸住宅については、賃貸住宅の省エネ改修のための特例措置を講じることとする。

【対象となる省エネ改修工事】

①窓の改修工事、又は①と合わせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事で、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。

<政策の目標>

一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率
18%（H15）→ 40%（H27）

(3) 建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税）

建設副産物の再利用及び減量化を促進することにより環境への負荷を軽減するとともに、資源の有効利用を図るため、建設廃棄物の再資源化施設に係る特例措置を2年延長する。

対象施設：建設混合廃棄物選別装置（建設リサイクル法に定める特定建設資材廃棄物の再資源化の前処理として使用されるものに限る。）

○所得税、法人税：取得価額の14%の特別償却

○固定資産税：課税標準 3年間3/4に軽減

<政策の目標>

建設混合廃棄物排出量 292.8万t（H17年度）→ 205万t（H24年度）

(4) 除害施設等に係る特例措置の延長（固定資産税）

公共用水域の水質保全を図る観点から、各事業場等から発生する汚水を処理し、下水道に流入する汚濁負荷を軽減することにより下水道施設の機能保全を図る除害施設等の整備を促進するため、以下の特例措置を延長する。

○固定資産税：（除害施設） 課税標準2/3
（し尿浄化槽） 課税標準1/6（更新に係るものは2/3）

<政策の目標>

河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率

河川：約71%、湖沼：約55%、閉鎖性海域：約71%（H19年度）

→河川：約75%、湖沼：約59%、閉鎖性海域：約74%（H24年度）

3 物流のグリーン化

鉄道貨物輸送効率化促進税制の延長

1. JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長（固定資産税）

鉄道貨物輸送の効率化を図り、モーダルシフト施策を促進するため、JR貨物が取得する大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

○固定資産税：課税標準 5年間 1 / 2

＜政策の目標＞

トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数：16億トンキロ（H20年度）→ 32億トンキロ（H22年度）

2. JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために第三セクターから借り受ける鉄道施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

鉄道貨物輸送の効率化を図り、モーダルシフト施策を促進するため、コンテナホーム等、第三セクターが整備し、JR貨物が借り受ける鉄道施設に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

○固定資産税：課税標準 当初5年間 1 / 3 その後5年間 2 / 3

＜政策の目標＞

トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数：16億トンキロ（H20年度）→ 32億トンキロ（H22年度）

